平成２５年（フ）第８０号
滋賀県彦根市小泉町１番地259
債務者　清水　暢彦
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２５年（フ）第３８２号
北九州市八幡西区本城東１丁目14番31号
債務者　三舛　洋二
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　祐司
4　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第４７号
石川県小松市長田町リ57番地
債務者　番場レースこと　番場　幸一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　悠治
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２５年（フ）第５１号
石川県白山市宮永市町89の１　ＨＳＢガーデンタウン松任305号、住民票上の住所石川県小松市長田町リ57番地
債務者　番場　尚人
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　悠治
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２５年（フ）第２８号
熊本県上天草市姫戸町二間戸5796番地
債務者　本多　政和（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳典
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
熊本地方裁判所天草支部
平成２５年（フ）第６５号
北海道小樽市望洋台２丁目４番13号
債務者　久保田芳郎
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　正雄
4　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２５年（フ）第６７号
岐阜県恵那市山岡町馬場山田227番地
債務者　河合　雅之
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２５年（フ）第６８号
岐阜県恵那市山岡町馬場山田227番地
債務者　河合　ゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２５年（フ）第２４０号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目19番地１
債務者　ファンキークラブこと　関谷　孝之
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　労網　大介
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
金沢地方裁判所
平成２５年（フ）第２５０号
愛知県岡崎市薮田２丁目１番地10　セジュール桂Ｂ―201
債務者　平山　常明
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　破産債権の届出期間　平成25年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市浜３―１―４京都銀行尼崎寮405、住民票上の住所岡山県津山市高野山西421番地１
債務者　白澤　恵介
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯綱　浩二
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月７日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２５年（フ）第１０３号
秋田市南通宮田５番13号　レジデンス宮田37
債務者　鈴木　　亨
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部